

令和9年度奨学生募集要項

天 野 育 英 会

1 天野育英会について

天野育英会は、故天野堅一氏の遺志を引き継ぎ、令和5年にその遺族である天野ルリ子氏から笠岡市へ寄附された資金を基金として設立されました。令和8年度から市内の中学生及び高校生を対象として、進学に必要な資金を給付する事業を開始しています。社会に有為な人材育成を目的とし、経済的理由により進学が困難と認められる方の高等学校、高等専門学校、大学への進学を支援します。

2 出願資格

(高等学校、高等専門学校の奨学生)

笠岡市に住所を有し、令和9年4月に高等学校又は高等専門学校への進学を希望している者。

※全日制高校のほか定時制高校及び通信制高校・特別支援学校・盲学校・聾学校高等部を含む。

(大学の奨学生)

笠岡市に住所を有し、令和9年4月に大学への進学を希望している者。

※大学には4年制大学のほか短期大学を含む。

3 奨学金の額及び給付回数

奨学金（入学支援金）の額は以下のとおりとし、給付は一人1回に限ります。

- ・ 高等学校等へ進学する者：20万円
- ・ 大学へ進学する者：30万円

4 募集定員

高校生10名以内、大学生10名以内

5 応募基準

次のすべての要件を満たしている方

- (1) 申請時点で申請者の属する世帯が、1年以上継続して笠岡市に住民登録があること。
- (2) 校内外の生活全般において、態度・行動が良好で、将来社会に貢献しうる見込みがあること。
- (3) 中学校又は高等学校の第1学年から第3学年（最近時）までの履修教科の評定平均が3.7以上（**小数点以下第2位は切捨て**）であって、進学後も優秀な学業成績を修める見込みがあること。
ただし、評定平均が3.7未満であっても、別に定めるところにより特例として推薦が可能な場合があります。
- (4) 申請者本人の属する世帯の経済状況が厳しく、進学にあたり経済的な支援が必要と認められること。特に、申請者本人の属する世帯が**市民税所得割が非課税の世帯**、またはこれに準ずる世帯であること。
(ただし、生活保護（高等学校等就学費）を受給している世帯の人、児童養護施設等で特別育成費が支給されている人は対象となりません。）
※「**市民税所得割が非課税の世帯**」とは、申請者本人及び保護者等の世帯全員の前年の所得が一定水準以下であり、市民税の**所得割が課税**されていない世帯を指します。
- (5) 申請者本人の属する世帯に本市の市税及び税外収入金の滞納がないこと。

6 特例推薦

以下のいずれかに該当し、かつ人物が特に優れており、奨学金の給付により特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者については、特例として推薦することができます。

- (1) 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者
- (2) 申請前1年以内に火災・風水害等により著しい被害を受けた本人またはその子女
- (3) 障害のある人
- (4) その他選定委員会が特に必要と認めた者

7 奨学金の返還

奨学金は、返還しなくてよい。

8 応募書類

- (1) 奨学生願書（所定様式）
- (2) 進学願書の中の調査書 ※学習の記録（評定）及び特別活動の記録が記載されているもの
- (3) 令和8年度（令和7年分）所得証明書 **※世帯員全員のもの。ただし、別世帯ではあるが生計を一つにする方がいる場合はその方の所得証明書（課税標準額、市町村民税調整控除額の記載のあるもの）も必要。**
- (4) 住民票の写し **※世帯員全員のもの。ただし、別世帯ではあるが生計を一つにする方がいる場合はその方の住民票の写しも必要。**
- (5) 市税及び税外収入金の賦課及び納付状況等の調査を認める同意書

※ 奨学生願書中の健康診断は、医師が行い、その結果により修学上の支障の有無について判断したものとする。ただし、学校保健法による定期健康診断（出願時約1年以内に実施した最新のもの）の結果により医師が修学上支障のないと判断した人については、願書中の医師氏名印欄を学校長氏名印欄とすることができる。（この場合は、定期健康診断票を転記するか、写しを添付しなければならない。）

9 提出期限

令和8年10月16日（金）（推薦学校長から提出）

提出先 笠岡市教育委員会生涯学習課内 天野育英会事務局

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡1866番地の1

TEL：0865-69-2153 FAX：0865-69-2186

10 その他

- ・ 奨学生の決定について
 - ① 奨学生採用候補者決定通知書は、推薦学校長を経て本人に送付します。
 - ② 採用決定者は、4月に入学後1か月以内に在学証明書を提出してください。提出されなかった場合、入学されなかったものとみなし給付決定を取消す場合がありますので、必ず提出してくだ

さい。

- ③ 公益財団法人坂本音一育英会奨学金，藤井育英会奨学金及びその他の奨学金制度との併給は可能です。

